

個人情報保護審議会（第73回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年9月17日（金） 午後6時から午後8時まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

兵庫県民会館 9階 902号室

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩	伊藤 潤子
上羽 慶市	齋藤 修	藪野 正昭	

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

兵庫県警察本部 県民広報課

参事官兼県民広報課長 主幹	米田 千明 嶋村 薫	調査官 課長補佐	和田 順一 菅野 利郎
------------------	---------------	-------------	----------------

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

主幹兼個人情報・行政手続係長 県民情報室	井上 勝文 桂 和久	県民情報室	中谷 真紀子
-------------------------	---------------	-------	--------

文書課

文書課長 羽古井 良紀

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の改正について（諮詢受付番号15-4号案件）

警察の実施機関入りについて

オンライン結合規定について

6 議事の要旨

報告事項

委 員： 警察の実施機関入りについて、事務局より説明していただく。

事務局より警察の実施機関入りについて論点ごとに説明が行われた。

委 員： 県警と事務局の間では、考え方の隔たりが大きい。事務局の説明内容について、県警から補足的な説明、追加する意見があれば述べていただきたい。

警察本部： 特に加える意見はない。個人情報保護条例の中心となる収集制限、利用・提供制限について事務局と県警では意見が対立している。

委 員： ご質問、意見を伺いたい。

- 委 員： 事務局の考え方では、例外取扱いをする場合を類型化すればよいとある。具体的にはどのようなものを考えているのか。
- 事 務 局： 知事部局では、条例施行前に全庁調査を行い、個人情報を取り扱う事務を洗い出し、例外取扱いの類型答申を認めていただいている。警察においても、同様にできると考えている。
- 委 員： 構成要件に該当するか判断する必要があるが、県警の場合、類型に該当するかの判断は、いつ、どこが行うのか。
- 事 務 局： 犯罪の予防、捜査、公訴の維持等については、法文として表すことができるので、条文として例外を設ける。
- 110番、落とし物、迷子等の犯罪捜査以外の対応についても概念を明確に、条文として表すことができるものがあれば、条文で例外とする。
- しかし、現時点では、全国の状況を見ても、110番、落とし物、迷子等に関して警察の個人情報の収集、利用・提供の例外とする条文はない。
- 委 員： 現実の活動においては、犯罪、非犯罪捜査活動は混然としているので、この区別は難しいのではないか。
- また、迅速な活動を行うことができるよう配慮する必要がある。
- さらに、誰が、判断するのかという問題がある。
- 委 員： 適用するかどうかの判断は、実施機関が行う。事後的に不服申立審査機関、裁判所が適法だったかの判断を行う。
- 事 務 局： 警察が様々な現場で情報を収集する場合、例えば人が殺されたときに本人以外からその人の氏名等を収集することを例外とすることに異論はない。ただ、迷子の搜索等犯罪捜査ではない場合、例外規定には該当しないが、迷子、落とし物等という例外答申があれば、現場の警察官が、本人以外から収集する場合、どこかに該当するため支障がないと考えている。警察の場合、様々な目的を持って収集していると考えられるが、類型答申で対応すれば警察活動に支障はないと考えられる。
- 委 員： 具体的な類型はあるのか。
- 事 務 局： 未整理であるが、迷子に対応する場合は、本人収集の例外となることになる。類型答申で対応した場合、数は多くなるが、事前に周知すればよいと考える。
- また、警察法第2条第1項の活動を例外とすれば、警察の活動はどこかに該当することになる。判断を求められるのは、警察官であるが、実施機関があらかじめ周知しておけばよい。
- 委 員： 収集制限について、現在の例外答申の例を示していただきたい。
- 事 務 局： 手引のP118にあるように、表彰等の選考のため、相談等のため等が、本人以外から収集する場合としてあげられる。
- 警察も本人以外から収集する場合を類型化するか、条文で表し対応することになる。

- 委 員： 類型化できないものがあったのか。
- 事 務 局： 全庁調査を行い類型化しているので、できていると思う。
- 委 員： 警察の場合、類型化できないこともあるのではないか。
- 事 務 局： 現時点では、例示がないので、判断できない。全国の状況を見て も、犯罪捜査等以外については、未整理のようである。
- 委 員： 警察では類型化できると考えているのか。
- 警察本部： 県警の考え方は、資料に示したとおりであるが、個人情報取扱事務と警察活動は別のものである。子どもがいなくなった場合、誘拐事件なのか、けがをして病院に運ばれたのか、ただ遊んでいるだけなのか捜査してみないとわからない。人が殺された場合であれば、犯罪捜査活動に該当することが明らかであるが、活動してみないとわからないものがある。調べた結果、どの事務になるか明らかになる。
- 県警では、警察官が活動する行為すべてを抽出しなければ類型化できないと考えている。宮城県、長野県では、例外規定としているわゆる公共の安全情報の概念が用いられている。両県に警察活動をすべて抽出して、公共の安全情報で切り分けたのか照会したところ、現在警察活動を抽出する作業を行っているとのことである。しかし、警察活動すべてを網羅的に抽出することはできないので、事務は進んでいないようである。
- 警察が活動するのは、警察法第2条の範囲内であるから、類型答申としては、警察法第2条第1項の活動としていただきたい。犯罪捜査活動の中にも非犯罪捜査活動は混在しているし、逆に非犯罪捜査活動の中にも犯罪捜査活動は含まれている。変死体の解剖の結果、犯罪捜査か非犯罪捜査か判断されること、犯罪捜査の聞き込みをしていると、身の上相談を持ちかけられることもあることから、警察活動を切り分けることはできない。概念が明確なものを条文で例外とし、他に必要があるものについては、類型答申で対応すればよいとの意見があるが、警察ではそれはできないと考えている。
- 委 員： 事務局では、類型化できると考えているのか。
- 事 務 局： 条例制定当時、知事部局は全庁調査を行い、事務を整理した。事務局では、警察がどのような活動しているか把握していないので、具体例の提示がなければ判断できない。事務の洗い出しを行った結果警察法第2条第1項と同様になるかもしれないが、急訴に対応するため、迷子に対応するためという事務の洗い出し、概念を明確にしておく必要があると思う。
- 委 員： 類型化できるのは、一年先くらいか。
- 事 務 局： 犯罪捜査以外に関して例外とする場合を表す適當な概念があれば、その概念で法文化すればよいが、今のところない。なければ、類型答申で対応する必要がある。除外規定は、概念が明確でなければならないと考えている。

- 委 員： 警備は、犯罪捜査等に含まれるのか。
- 事 務 局： まだ整理していない。ただ、登録簿に記載することは適當ではないと思う。
- 委 員： 組織の基礎を定める法令では、所掌事務について警察法第2条第1項よりも細かく具体的に定めていると思う。
- 警 察 本 部： 兵庫県警察は県の組織の一部であると同時に国家的な性格がある。条例で部の所掌事務、規則で課の所掌事務、内部規則で係の所掌事務を定めている。所掌事務で類型答申を検討していけばよいというお考えだと思うが、事務というのは、警察活動が終わった時点でわかるものである。人が倒れていた時は、周囲の人から事情を聞かなければわからない。聞いて、交通事故、殺人事件等が明らかになる。事務で類型化した場合、事務がないもの、その他警察活動というようなものができる。
- 事 務 局： 事務登録は、「…に関する事務」と登録し、県民に個人情報を取り扱っている事務を明らかにするものである。収集、利用・提供は、目的を持って行っているものであるから、事務で切り分けているわけではない。類型答申は、取り扱う目的で分けている。収集、利用・提供は、活動や事務という切り分けでもない。収集、利用提供について、類型化するか、適當な概念を設け法文で例外とすることになる。ただ、法文で示す場合は、概念を明確にしておく必要がある。
- 委 員： 類型化については、他の府県の状況を踏まえ対応する。対応できないという警察の意見はわかった。
- 事 務 局： 現時点において答申では、警察が実施機関に入ることが適當であること、警察業務の特殊性から一定の例外を設けることが適當であることを示すことになると思う。後はどの程度例外を示すことになるかという問題だと思う。
- 警察は職務の性質上、情報を収集しなければ職責を果たせない面はあると思う。ただ、個人情報保護条例の枠組みの中で職責を果たせるように考えていく必要がある。警察法第2条第1項のような責務規定を例外とするのではなく、できる限り例外とする場面を特定する努力をしなければならないと思う。兵庫県警察の特殊性があるので、それを踏まえて類型化を図るべきと考える。
- 委 員： 他府県の答申を見てみると、警察の意見に沿った答申もあれば、そうではない答申もある。
- 事 務 局： 迷子の捜査等状況により犯罪捜査が必要となる活動は、警察官職務執行法（法令等に定めがあるとき）で対応できるのではないかと考えている。
- 委 員： 警察官職務執行法に基づかないものもあると考えられる。
- 事 務 局： 条例上は、警察官職務執行法に根拠のある活動等については、法令等に定めのある活動として、収集制限の例外を認めている。すべてを類型答申で対応する必要はないので、事務を整理する必要があ

る。

- 委 員： 県警の説明では、事務と活動は異なることである。活動の特色は、収集する段階では目的が不明確であり、収集したものを分析して特定の目的、事務になるとの説明であった。一方、事務は、目的が明確である。気になるのは、類型答申で対応できるのかということと、収集において目的を明確にし、目的達成の必要な範囲で収集しなければならないという規定が適用できるのかということである。
- 委 員： 捜査機関としての警察は、犯罪捜査を念頭に置いているのではないか。
- 警察本部： 先程も説明しましたように、子どもがいなくなったとき、誘拐事件なのか、けがをして病院に運ばれたのか、ただ遊んでいるだけなのか捜査してみないとわからない。警察官が活動するときは、事件の可能性とそうではない可能性両方を視野に入れて活動する。警察官は、警察法第2条第1項の責務の範囲内の活動という認識で活動を行っている。つまり、1つの届出の中で、様々な可能性を念頭に置いている。現場の警察官の第一義的な目的は、警察法第2条第1項の責務を果たすことである。収集制限、利用提供制限は、現場の個々の活動を規制する問題があると認識している。
- 委 員： 警察法の責務を例外とするのではなく、警察の活動をもう少し具体的な文言で例外とできないのか。また、現場の警察官の活動も、活動類型があるのではないか。
- 警察本部： 行政機関法では、収集制限を設けていない。所掌事務を行う上で、保有制限のみを設けている。一方、条例では、収集制限を設けている。警察法第2条第1項は、個人の生命、身体、財産の保護、公共の安全と秩序の維持を責務としており、任意活動を認めていることから、条例では活動を阻害する問題があると考えている。
- 委 員： 県警が個人情報保護条例の実施機関に入ることについては、反対ではないということでよいか。
- 警察本部： 個人情報保護の重要性については、認識しているので、実施機関入りしたいと考えている。ただ、実施機関入りするに際して、警察が治安維持責任を果たせる枠組みを作っていただきたい。
- 委 員： 大きな論点としては、収集、利用提供制限である。警察の意見は、警察法の責務を例外としていただきたいとのことである。事務局は、犯罪捜査については例外を認めることについて異論はないが、それ以外のものについては、条例上例外を認める必要があるものを整理し、条文で明記するか、類型答申で例外として扱うことになると考えている。
- 委 員： 類型答申の解釈は実施機関が行い、事後的に訴訟になったときはその解釈が適正なものであったか、裁判所で行われる。条例違反関係では、開示、訂正、利用停止について争われることになる。

- 委 員： 警察の実施機関入りについては、ここまでとする。
事務局よりオンライン結合規定について説明が行われた。
- 委 員： 例外規定の検討については、現行の規定から増やさないという選択肢もあると思う。
- 事 務 局： 現行では、法令等に定めがあるときと審議会の意見を聴いた場合の2つだけである。審議会関与の必要が少ないものについて、例外としていただいてもよいのではないかと思う。
- 委 員： 「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないとき」の例として、地震、火災等の災害があがっているが、これらは例外答申を出している。想定できる事例があるのであれば、類型答申で対応すればよいと思う。
- 事 務 局： 現在、県ホームページへの掲載は、本人の同意がある場合のみ、掲載することを認めていただいている。入札参加資格者名簿等の掲載に当たっては、事例ごとに答申を得ている。
今後は、運用で一定の制限をつけ、原則禁止規定を変更することと、行政機関法の成立により、国でも個人情報の保護が図られることから国等とのオンラインの結合を例外とすることとしてはよいのではと考えている。
- 委 員： 現行条例は、審議会の意見を聴くことと公益上の必要と権利利益の侵害がないことが要件となっている。国等と結合するときに全て、公益上の必要があるというものではないのではないか。
- 事 務 局： 公益上の必要性、権利利益の侵害については、個別に判断していく。
- 委 員： ただ、国等との結合を例外とすると、公益上の必要性や個人の権利利益の侵害を検討せずに行政機関相互のネットワークと結合されるおそれがある。
- 事 務 局： 無限定ではなく、相当な理由がある場合に限り、結合するというものである。
- 委 員： 県ホームページでは、広報手段よりも公表手段としての掲載が増えてきていると思う。事業者等の個人情報を公表する手段として増加していると思う。
- 事 務 局： 公表については、一定の基準は必要と考えている。
- 委 員： 運用で基準を設けた場合、ホームページに個人情報を掲載するにあたって、条例上の制約や審議会の関与もないことになる。
- 事 務 局： 現在、ホームページに個人情報を掲載する場合には、県民情報室と協議を行っているが、協議で問題を指摘することはほとんどない。運用について、実施機関に周知できていると考えられる。
- 委 員： 「出版、報道等により公にされているとき」とあるが、具体的にはどのような場合を想定しているのか。
- 事 務 局： 登記、自動車登録番号が含まれてくる。他県では検討している所もあるため記載しているが、本県ではこの項目については、検討し

ていない。今回、本県で検討しているのは、資料の改正予定～であるが、～は、～に含まれており、～、～は他と重なりあっていることもあるため、事務局としては、特に「県ホームページに個人情報を掲載するとき」と「国等と結合するとき」について検討している。

委 員： 出版、報道等により公にされているときという概念は、かなり広いと思う。

委 員： 審議会では、紙で公にしていることとホームページで公にすることとは異なるという方針である。例えば、住民監査請求の公表のように、紙で公にしている情報であっても、ホームページに掲載する場合は、一部を削除して取り扱っている場合がある。

委 員： ～と～がオンライン結合の9割程であるので、ほとんどが例外となるのではないかと思う。

事 務 局： 今後は、国の外郭団体等との結合が増えてくると思うので、審議会が関与することはある。

委 員： 次回以降検討する。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第73回）資料